

		要件	特例割合 (期間)	取得期間	根拠法令 ※法とは地方税法を指し、 条例とは甲州市税条例を指す。	主な添付書類
特定再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備 (ペロブスカイト太陽電池) ※FIT・FIP制度の認定を受けたものを除く。	グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した1,000kw未満の設備であること。 なお、設置に必要な下地構造部等のうち、償却資産として課税されるものは、本特例措置の対象に含む。	1/2 (3年間)	R8. 4. 1から R11. 3. 31	法附則第15条第24項第1号イ 条例附則第17条の2第3項	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けたことを証明する書類
	水力発電設備	5,000kw未満	1/2 (3年間)		法附則第15条第24項第1号ロ 条例附則第17条の2第3項	経済産業省の固定価格買取制度の認定を受けたことが確認できる書類
		5,000kw以上	3/4 (3年間)		法附則第15条第24項第4号 条例附則第17条の2第5項	
	地熱発電設備	1,000kw未満	2/3 (3年間)		法附則第15条第24項第3号ロ 条例附則第17条の2第4項	
		1,000kw以上	1/2 (3年間)		法附則第15条第24項第1号ハ 条例附則第17条の2第3項	
	バイオマス発電設備	10,000kw未満	1/2 (3年間)		法附則第15条第24項第1号ニ 条例附則第17条の2第3項	
	風力発電	地球温暖化対策の推進に関する法律または、農山漁村再生可能エネルギー法に基づいたものであること。	2/3 (3年間)		法附則第15条第24項第3号イ 条例附則第17条の2第4項	